

- 3 設定した最低制限価格は、予定価格調書に「最低制限価格〇〇円」と記載し、最低制限価格入札書比較価格を「最低制限価格入札書比較価格（消費税抜き）〇〇円」と記載する。

（建設関連業務における最低制限価格）

第4条 建設関連業務における最低制限価格の基礎額は、予定価格の算出の基礎となる設計書等により、次項各号に掲げる額の合計に第3項に定める補正係数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数が生じたときは、端数の切上げ処理を行った額とする。ただし、その額が予定価格入札書比較価格に10分の8.1（地質調査業務においては10分の8.5、測量業務においては10分の8.2）を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の8.1（地質調査業務においては10分の8.5、測量業務においては10分の8.2）を乗じて得た額と、その額が予定価格入札書比較価格に10分の6（地質調査業務においては3分の2）を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の6（地質調査業務においては3分の2）を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数が生じたときは、端数の切上げ処理を行った額とする。

- 2 建設関連業務における最低制限価格は、基礎額にランダム加算値を加えて得た額（第4項において「最低制限価格入札書比較価格」という。）に、消費税率を考慮した100分の110を乗じて得た額とするものとする。ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは、端数の切捨て処理を行った額とする。

（1） 測量業務

- ① 直接測量費の額
- ② 測量調査費の額
- ③ 諸経費の額に10分の5を乗じて得た額

（2） 建設コンサルタント業務

- ① 直接人件費の額
- ② 直接経費の額
- ③ その他原価の額に10分の9を乗じて得た額
- ④ 一般管理費等の額に10分の5を乗じて得た額

（3） 補償コンサルタント業務

- ① 直接人件費の額
- ② 直接経費の額
- ③ その他原価の額に10分の9を乗じて得た額
- ④ 一般管理費等の額に10分の5を乗じて得た額

（4） 地質調査業務

- ① 直接調査費の額
- ② 間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額
- ③ 解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額
- ④ 諸経費の額に10分の5を乗じて得た額

（5） 建築設計業務

- ① 直接人件費の額
- ② 特別経費の額
- ③ 技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額
- ④ 諸経費の額に10分の6を乗じて得た額

3 建設関連業務における算定の補正係数は次の各号のとおりとする。

- (1) 測量業務 100分の107
- (2) 建設コンサルタント業務 100分の102
- (3) 補償コンサルタント業務 100分の102
- (4) 地質調査業務 100分の107
- (5) 建築設計業務 100分の104

4 設定した最低制限価格は、予定価格調書に「最低制限価格〇〇円」と記載し、最低制限価格入札書比較価格を「最低制限価格入札書比較価格（消費税抜き）〇〇円」と記載する。

（その他業務における最低制限価格）

第5条 その他業務における最低制限価格の基礎額は、次の各号に掲げる額とする。その他業務の最低制限価格は、基礎額にランダム加算値を加えて得た額（次項において「最低制限価格入札書比較価格」という。）に、消費税率を考慮した100分の110を乗じて得た額とするものとする。ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは、端数の切捨て処理を行った額とする。

- (1) 建設工事又は地質調査業務の諸経費で積算されているものはその他業務（その1）とし、予定価格入札書比較価格に10分の8.5を乗じて得た額とする。その額に1円未満の端数が生じたときは、端数の切上げ処理を行った額とする。
- (2) 測量業務又は建設コンサルタント業務の諸経費で積算されているものはその他業務（その2）とし、予定価格入札書比較価格に10分の8.1を乗じて得た額とする。その額に1円未満の端数が生じたときは、端数の切上げ処理を行った額とする。

2 設定した最低制限価格は、予定価格調書に「最低制限価格〇〇円」と記載し、最低制限価格入札書比較価格を「最低制限価格入札書比較価格（消費税抜き）〇〇円」と記載する。

（入札参加業者への周知）

第6条 発注機関の長は、最低制限価格が設定されていることを入札参加者へ周知するものとし、その方法は入札公告又は指名通知において、最低制限価格制度を適用する旨を明記することにより行うものとする。

（開札処理）

第7条 予定価格と最低制限価格の範囲内の価格で入札した者のうち、総合評価落札方式にあっては評価値が最も高い者を、総合評価落札方式以外の方式にあっては最低の価格をもって入札した者を落札者又は落札候補者とする。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和5年5月1日から施行し、施行の日以降に入札公告又は指名通知を行うものから適用する。